

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年 5月14日 政策調整会議	
開 催 日 時	午前 9時11分から 平成24年 5月14日(月) 午前10時13分まで	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長、上野副審議監 （担当課） 内田都市建設部次長、村沢都市計画課長、中村同課長補佐兼計画係長、飯泉同課専門員兼みどり公園係長、同課同係深谷主査 （事務局） 村山政策企画室長、同室政策企画係浅見主事	
会 議 内 容	（１）生産緑地地区の追加指定について	
会 議 資 料	生産緑地地区の追加指定について	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

（１）生産緑地地区の追加指定について

【説明】

（担当課：深谷）

資料１頁をご覧ください。朝霞市では、平成４年に生産緑地地区の当初指定を行い、以後、限定的な追加指定を実施してきた。農地の持つ環境保全などの多面的機能、特に、東日本大震災以降は、防災機能が再評価されているが、市街化の進展に伴い、農地の減少傾向が続いている。平成２２年度には、旧暫定逆線引き地区の市街化編入に伴う生産緑地地区の指定を行い、この際は３０地区、１６．２ｈａの生産緑地地区が増加した。現在、朝霞市では、２０９箇所、６１．８２ｈａについて生産緑地地区を指定している。今後、さらなる農地の保全を図るため、現行の方針及び基準を見直したうえで、生産緑地地区の追加指定を実施したいと考えている。

見直しの概要としては、「３ 見直しの概要」の表をご覧ください。朝霞市における追加指定の基準は平成９年に策定したもので、方針は、宅地化を阻害しないこと、将来の公共施設用地となることなどを考慮し、平成４年度に、相続の際に全員の同意が得られず手続きできないなどのケースや、意向把握の対象となっていなかったケースに対象を絞ったうえで、実質的には既存の生産緑地に追加して整形化・一団化を図ることができるものに限定していた。これに対し、改正案は、農地の持つ、都市環境の保全、防災対策、公共施設用地の確保などの多面的機能を再評価し、意欲のある農業経営者を税制面から支援することで、農地の保全を図るため、生産緑地地区の追加指定をするものである。ただし、商業地域や近隣商業地域は、土地利用の推進を図ることから、指定対象から除外する。新たな基準としては、災害対策に資するものや、計画的な公共用地確保に資することや、従来のとおり、整形化・一団化が図られるものを条件とする。

資料２頁をご覧ください。「４ 追加指定による影響」について、メリットとしては、防災機能の強化、環境保全機能の強化、景観の保全、レクリエーション機能の強化、公共施設用地の確保、食糧生産の場の確保、農業経営者の支援が考えられる。デメリットとしては、税収の減少が考えられる。「５ スケジュール」について、５月８日に開催した都市計画審議会において、現在の状況を報告した。６月には、追加指定の基準を示す予定である。７月から地権者への周知および追加指定の受付を開始し、その後申請された農地が、農地として耕作されているかを農業委員会に判断していただく。９月には都市計画決定の原案を作成し、都市計画審議会に原案を報告する。１０月には公告縦覧を行い、１１月に都市計画審議会に諮問し、１２月に都市計画決定の告示を行う予定である。

資料３頁をご覧ください。ここには、参考として、生産緑地法第３条を掲載している。要点は、第１項第１号が農地の機能と公共施設用地に適すること、第２号が５００㎡以上の区域であること、第３号が用排水などの状況から農業が継続可能であること、である。第２項では当該土地にかかる権利者すべての同意が必要であること、第３項では都市計画による合理的な土地利用に支障を及ぼさないようにすることが規定されている。

資料4頁をご覧ください。これは、生産緑地地区の追加指定に関する基本方針である。総合振興計画や緑の基本計画において、水と緑のネットワークの形成を目指しているところであるが、宅地開発などにより、緑の減少に歯止めがかからない状況であること、また、先の東日本大震災において、災害時のオープンスペースの重要性が再認識されたことなどから、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地地区の追加指定を計画的かつ継続的に行うことで、貴重な緑の一つである市街化区域内の農地の保全、都市農地がもつ多面的な機能の維持向上を図っていく、との内容である。

資料5頁をご覧ください。これは、追加指定の基準案である。第1条の趣旨により、第2条において「対象となる農地」を限定する。(1)は商業地域、近隣商業地域でないこと、(2)は事業認可又は承認された道路、公園などの都市計画施設と重複しないこと、(3)は農地の転用がされていないこと、(4)は過去に生産緑地ではなかったこと、である。第3条では、生産緑地法第3条の要件を満たし、公道に接した土地で、次の3点のいずれかに該当するものを指定する。(1)良好な生活環境の確保や、公共施設用地等の確保の観点から必要なもの、(2)災害対策の観点から効果が期待できるもの、(3)既に指定された生産緑地地区の一体化又は整形化を図ることができ、一団の土地となるもの、である。第5条において、指定を受ける年の7月末までに申請を行うこととしているが、これは年内に都市計画決定を行い、翌年の固定資産税に反映させるためである。

資料6頁をご覧ください。第6条は、生産緑地法にある「指定を受けたものの管理義務」について定めている。付則においては、すでに指定を受けている地区に、基準変更による不利益が及ばないように規定している。

【意見等】

(関根会計管理者)

1点目として、4頁の「1 基本的な考え方」の下部に「意欲ある農業経営者を支援する」とあり、また、6頁の第6条に「農地として良好な状態で管理を行うこととする」とあるが、これらの条件に該当しなくなった場合の生産緑地指定の取り消しは可能なのか。

2点目として、1頁の表の改正案に「災害対策に資すること」とあり、また、5頁の第3条に「災害対策の観点から効果が期待できる」とあるが、これらの災害対策について、詳しく説明をお願いします。

3点目として、2頁のデメリットに掲げている「税収の減少」について、この追加指定によりどの程度の減収を見込んでいるのか。

4点目として、市民農園はどのような取り扱いとしているのか。

5点目として、東日本大震災を踏まえ、防災機能の強化や都市農業の振興など多くのメリットがあることはわかるが、一方で税収の減少がデメリットとして挙げられている。このことについて、財政的・政策的にはどのように考えているのか。

(担当課：深谷)

1点目について、都市計画決定であることから、該当しなくなった場合は取り消すことは可能である。その前に、農地が適正に管理されるよう、農業委員会と連携し、働きかけていく。

(担当課：飯泉)

2点目について、市内の地域防災拠点や避難所などに隣接している農地を追加指定すること

を考えている。火災の延焼防止にもつながり、救護の場や資材置場などとして活用できると考えている。

(担当課：中村)

3点目の税収の減少について、一筆500㎡の農地が該当するが、現在407筆あり、地権者は257人である。約39.4haある農地を全て生産緑地とした場合、約2億200万円の減収となる。平成22年度から平成23年度にかけて実施した旧暫定逆線引き地区の市街化区域への編入に際しては、約68.8%の農地を生産緑地に指定した。この数値を参考とすると、70%の1億4千万円程度の減収となる。

(担当課：飯泉)

4点目について、市民農園も生産緑地として指定することは可能である。

(小林総務部長)

地域防災拠点の隣接農地について、それを要件とするのか。

(担当課：村沢)

多面的機能を持たせたいと考えるため、いずれかに当てはまれば良いとしている。参考として、富士見市では、朝霞市とは逆に、既にある生産緑地を防災協力農地に指定している。

(小林総務部長)

地域防災拠点は各小学校にあるが、各小学校の周辺農地であれば追加指定となるのか。また、看板を設置するなどし、災害時は利用可能な旨を掲示するのか。

(担当課：村沢)

現在、防災協力農地としている市民農園には看板を設置している。

生産緑地には生産緑地である旨を記載した看板を設置しているが、これに併せて掲示するか、個別に見やすい箇所に掲示するかは検討中である。

(田中審議監)

財政的・政策的な考え方について、総務部長はどのように考えるか。

(小林総務部長)

財政状況が厳しいこの時期に、おおよその計算でも約1億4千万円の減収とは、財政的見地からも厳しいとの指摘をせざるを得ない。

(田中審議監)

政策的な考えについてであるが、避難所の隣接農地の扱いについて、現在、地域防災計画を見直しており、現状の避難場所等も見直すこととなると考える。危機管理課の作業スケジュールとオーバーラップすることとなるのではないかと。

基本的に市街化区域において、環境保全などの意味からも30年間相続がなければ農地が確保されることについては政策的な意味はある。しかし、政策的に活用する形で、これからの施策を体系化した上での戦略的な先行投資との観点で進めなくてはならない。

市が全体的に上手く利用できるかが、これからのまちづくりの観点として重要である。

(安田福祉部長)

生産緑地の指定を解除することは容易なのか。

(担当課：飯泉)

指定してから30年経過するか、相続が発生しているか、重い障害を負ってしまうか、公共施設の利用に供するか、が要件となる。

(安田福祉部長)

単年度のものではなく、30年と継続するものである。

将来的に市の税收確保を考えたときに、緑を守る意味では良いが、判断が非常に難しい。

(中村健康づくり部長)

この指定は、担当課が地権者に指定すべきであると働きかけることによって指定できるのか。または、広報するなどしての申請制であるのか。

税收の減少は、最大で1億4千万円を見込んでいるのであろうが、バラバラに申請を受けた場合は、それほど減収とはならないと考えても良いか。

30年の指定期間終了後または相続発生時は、市で買い取りの申し込みはできるのか。

(安田福祉部長)

旧暫定逆線引き地区の市街化編入と逆行してはいないか。

(担当課：飯泉)

申請主義のため、地権者に申請書を提出していただく。全農家に文書を送付し、説明会を実施するなど、今年の7月から申請を受け付ける旨の周知を図る。

市税の減少について、すべての農地を指定すると、約2億200万円の減収となる。7割を新たに生産緑地に指定すると見込むと1億4千万円となる。

買い取りについては、都市計画課において公園用地や都市計画道路としての利用などを検討する一方、ほかの部についても利用する計画はあるかを確認するとともに、場合によっては、県などにも要望等を照会した上で判断する。

(担当課：村沢)

一筆500㎡以上の農地を借地とする場合の試算額は、1月1㎡当たりの単価を94円とすると、39万4千㎡では、12か月で約4億4千万となる。買い取りとなると更に巨額の費用を要することとなるが、マンション開発等を避けるためにも、市として、30年間は空地としての担保を取りたいと考えている。

平成22年度から平成23年度にかけて実施した旧暫定逆線引き地区の市街化編入と逆行していないかとの指摘については、今回の市街化編入は、区画整理事業とすると多大な費用を要するため、地区計画として実施した。その時点で、市街化区域に編入すると農地も宅地並みの課税となるため、アンケートを実施したが、面積で7割、地権者は5割3分の方が生産緑地の指定を希望した経緯がある。

(小林総務部長)

平成4年度に当初指定し、平成9年度の追加指定に続いて、今回からは継続していく方向性なのか。3年に1回見直しつつ実施していくことは可能であるか。

(担当課：村沢)

可能である。

(小林総務部長)

前述のように、財政的には非常に厳しい状況にあることを理解していただきたい。

市では、税收を上げるために納税確保の対策に取り組んでいるが、税收を1億円増やすために苦勞している。

その状況下において、毎年度継続的に実施するとしてしまうと、どのような状況となっても実施せざるを得ない。見直しは必要ではないか。

(田中審議監)

政策調整会議として付帯意見をつけ、庁議において検討することとしてはどうか。

(担当課：村沢)

例えば、和光市は毎年実施している。その他の市町村で、3～5年の期間で実施している事例はない。

(中村健康づくり部長)

市街化農地を生産緑地に指定する事例は、県内では多いのか。

(担当課：村沢)

県内8市ある。三郷市、現在進めている新座市や八潮市などである。

(田中生涯学習部長)

防災対策の観点について、申請主義から成り立つのか。協定を締結するのか。

(担当課：村沢)

防災協定自体は生産緑地ではなくとも可能である。今回の追加指定に絡めずとも通常の交渉の範囲内で実施できる。

(田中生涯学習部長)

確かに30年間の空地確保の担保とはなるが、個別に防災協定を締結することができるのであれば、今回の見直しに絡めなくとも良いのではないか。

(池田水道部長)

防災などの多面的機能を持たせたい気持ちは理解できるが、絡めなくともできるのであれば、申請主義の立ち位置がよくわからなくなってくる。

いくら市が防災機能を持たせたくとも、地権者が了承しなくては協定を締結することができない。

今回の追加指定の背景として、市街化区域となったが引き続き農業をやりたいといった潜在的要望があるのか。

(担当課：村沢)

アンケートなどは実施していないが、数名の方から要望はいただいている。

平成4年の時点で、制度を理解できず申請せず後悔している方、相続などで代替わりをし、生産緑地の指定を受けたい方などがいると農業委員会から聞いている。

都市計画審議会にも農業委員会の会長に出席していただいている。

(池田水道部長)

事例ごとに対処することが難しいため、ルールを作成したいとの意図であることは理解できる。

(田中審議監)

毎年度募集することについて、政策的に意味はあるか。

政策調整会議の付帯意見を庁議に提出したいと考えるがどうか。

(関根会計管理者)

今後、十分に、財政課及び政策企画室との調整を図っていただきたい。

(田中審議監)

政策調整会議としての付帯意見を付けた上で、原案のとおり庁議に諮ることとして良いか。

〔異議なし〕

【結果】

・ 本件については、政策調整会議としての付帯意見を付けた上で、原案のとおり庁議に諮ることとする。